

第 21 回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時： 令和 3 年 5 月 12 日（水）

15時30分 ～

場所： 市役所 3階委員会室

1 協議事項

(1) ○ 県の動向 (別紙資料)

- ・ 新型コロナウイルス感染症変異株緊急事態に対する協力要請

(2) ○ 市の対応について

- ・ 施設の運営継続・閉鎖等に関する考え方について
- ・ 主催の会議、集会、説明会、研修会等について
- ・ 市民(利用者)等への周知について

2 その他

2021年4月23日
2021年4月30日改訂
2021年5月12日改訂

新型コロナウイルス感染症変異株緊急事態に対する協力要請 (ステージⅣ)

急速に感染が拡大し、ステージⅣに到達し、新型コロナウイルス感染症拡大を阻止するため、県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、県民、事業者等に対し、以下のとおり協力要請する。

Ⅰ 期 間 令和3年5月14日（金）から5月31日（月）まで

Ⅱ 岡山市及び倉敷市全域における協力要請

1 飲食店等に対する協力要請

- (1) 食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗（テイクアウト、デリバリーを除く。カラオケボックスを含む。）については、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮すること。
- (2) 酒類の提供（利用者による酒類の店内持ちこみを含む。）は、終日行わないこと。
- (3) アクリル板等（パーティション）の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスクの推奨、換気の徹底を行うこと。
- (4) 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の使用を自粛すること。
- (5) その他、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。

2 大規模な集客施設（別表）への協力依頼

- (1) 人流抑制の観点から、大規模な集客施設（生活必需品を取り扱う売り場を除く。）について、午後8時までの営業時間短縮に協力すること。
- (2) 酒類の提供（利用者による酒類の店内持ちこみを含む。）は終日行わないこと。
- (3) カラオケ設備の使用を自粛すること。
- (4) 施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知すること。

Ⅲ 岡山県全域における協力要請

1 県民への協力要請

- (1) 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。
- (2) 黙食や個食、会話の際のマスク着用などの感染予防を徹底すること。
- (3) 路上・公園等における飲酒を自粛すること。
- (4) バーベキューなど屋外における大人数による飲食を自粛すること。
- (5) 地域で集まって行う会食やカラオケなどは自粛すること。

- (6) 業種別ガイドライン等を遵守していることが確認できない施設・店舗等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控えること。
- (7) 県外との不要不急の往来は極力控えること。また、帰省・旅行、不特定多数が集まる場（イベント、集客施設等）に行くことは慎重に検討すること。特に、体調に不調を感じている場合は、帰省や旅行等を厳に控えること。
- (8) 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の実践を徹底すること。
- (9) 軽い風邪の症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱がなくても、かかりつけ医や診療・検査医療機関等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること。

2 イベント主催者への協力要請

- (1) 県外又は県内全域から参加が見込まれるイベントを自粛すること。
- (2) 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること。
- (3) イベント、催物等の開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期を検討すること。
- (4) マスクの着用、手指消毒、換気、大声禁止、会場での飲食制限を徹底すること。
- (5) 参加人数制限（人数上限：5,000人、収容率：大声無100%以内、大声有50%以内）の遵守や入場整理の強化等により密集回避・感染防止策を徹底すること。
- (6) イベント開催前後の直行・直帰を呼びかけること。
- (7) チェックリストを活用して自己点検を徹底すること。

(<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>)

3 大規模な集客施設（別表）への協力依頼

施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知すること。

4 事業者への協力要請

- (1) 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に努めること。
- (2) 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組を行うこと。
 - ・手洗い、手指消毒及び咳エチケットを行うこと。
 - ・職員同士の距離を確保すること。
 - ・事業場の換気を励行すること。
 - ・複数人が触る箇所を消毒すること。
 - ・体調に不調を感じている従業員の出勤を自粛すること。
 - ・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせるなどの措置を行うこと。
 - ・寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること。
 - ・会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を自粛すること。（業務上必要で延期が困難なもの、オンラインによる開催は除く。）

- (3) チェックリストを活用して自己点検を徹底すること。

(<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>)

5 飲食店等への協力要請

- (1) アクリル板等（パーティション）の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスクの推奨、換気の徹底を行うこと。
- (2) 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の使用を自粛すること。
- (3) その他、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。

6 学校への協力要請

- (1) 感染状況を踏まえ、学生・生徒・児童へ「県民への協力要請」を周知すること。
- (2) 学生・生徒・児童の部活動、課外活動における感染リスクの高い活動については、制限又は自粛を行うこと。
- (3) 学生寮における感染防止対策を徹底すること。

7 高齢者施設・医療施設等への協力要請

- (1) 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること。
- (2) 面会は原則禁止することとし、オンラインなどを活用すること。
- (3) 職員の日々の健康管理を徹底すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと。

8 コロナ患者を受け入れていない医療機関への協力要請

- (1) 臨時転換型重症病床への医療従事者の出向について、可能な限り協力すること。
- (2) 隔離解除されたが引き続き入院が必要な患者の転院を受け入れること。
- (3) コロナ患者の病床を整備すること。

9 コロナ患者を受け入れている医療機関への協力要請

- (1) 救急医療をできる限り維持した上で、中等症病床を可能な限り増床すること。
- (2) 重症病床を有する医療機関は重症病床を可能な限り増床すること。
- (3) コロナ患者の受け入れに支障が生じる場合においては、医師が延期できると判断した入院・手術を一時停止すること。

県有施設等の休止・休館予定

名称	休止等の期間	備考
岡山県吉備高原都市センター区広場	5/13～5/31	屋外スペースを除き 閉館
岡山県岡山国際交流センター	5/13～5/31	パスポート窓口及び相談業務 (電話・メール) 等は継続
岡山県自然保護センター	5/13～5/31	
岡山県立美術館	休館中～5/31	
岡山県天神山文化プラザ	5/13～5/31	
犬養木堂記念館	5/13～5/31	
岡崎嘉平太記念館	5/13～5/31	
おかやま旧日銀ホール	5/13～5/31	
岡山武道館	5/13～5/31	※
岡山県津山総合体育館	5/13～5/31	※
岡山県津山東体育館	5/13～5/31	※
岡山県備前テニスセンター	5/13～5/31	※
岡山県津山陸上競技場	5/13～5/31	※
岡山県笠岡陸上競技場	5/13～5/31	※
岡山県総合展示場コンベックス岡山	5/15～5/31	
岡山県立青少年農林文化センター三徳園	5/13～5/31	
岡山県立森林公園	5/13～5/31	
総合グラウンド(岡山武道館を除く)	5/15～5/31	※一部施設は5/16～
倉敷スポーツ公園	5/15～5/31	※
岡山後楽園	5/13～5/31	※
岡山県生涯学習センター	5/14～5/31	
岡山県立図書館	5/13～5/31	予約による書籍等の貸出のみ
岡山県渡川青年の家	5/17～5/31	
岡山県青少年教育センター関谷学校	5/17～5/31	
特別史跡旧関谷学校	5/13～5/31	
岡山県立博物館	休館中	
岡山県古代吉備文化財センター(展示室)	5/13～5/31	
岡山空港ターミナルビル	5/13～5/31	展望デッキを閉鎖
岡山県クレール射撃場	5/13～5/31	※
まきばの館	5/13～5/31	
遺跡&スポーツミュージアム	5/15～5/31	

※ 高体連等の公式戦(教育活動の一環)で無観客のものなどに限り、利用を認める。

東京2020オリンピック聖火リレーについて

今月の19日（水）、20日（木）に本県で実施予定の東京2020オリンピック聖火リレーについては、次の方針とし、その方針について大会組織委員会と協議を進めている。

【 方 針 】

- 1 県内の公道でのリレーはすべて実施しないこととする。
- 2 セレブレーション会場において次のとおり実施する。

【岡山市会場（5/19）】会場：岡山城下の段

当日の走行ランナーによるトーチでの聖火の受け渡し（トーチキス）

【津山市会場（5/20）】会場：津山市中央公園グラウンド

当日の走行ランナーによる距離短縮のリレー

【両会場共通】

- （1）無観客で実施する。
- （2）必要最小限の参加者で実施する。
（走行ランナーのうち希望者、スポンサー 等）
※ 走行ランナーの家族に人数限定で入場していただく。
- （3）点火セレモニーを行う。

○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組

- ・ 走行ランナー、家族、スタッフ等の検温、手指消毒の徹底
- ・ フィジカルディスタンスの確保 など

県立学校等における新型コロナウイルスへの対応について

急速に感染が拡大し、県内の感染状況がステージⅣに到達したことを踏まえ、国が示す「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、県立学校の行動基準をレベル3に引き上げ、5月13日（木）から5月31日（月）までの間、以下のとおり対応することとする。

また、市町村教育委員会に対しても県教育委員会の方針を周知する。

1 県立学校

(1) 各教科等

- ・感染リスクの特に高い学習活動は行わない。

【例】「児童生徒同士が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」

「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダー等の管楽器演奏」

「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」

「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(2) 部活動

- ・公式な大会等が控えている部以外については、活動を行わない。
- ・公式な大会等が控えている部については、可能な限りの感染症対策を行った上で活動を認めるが、練習試合や合宿は行わない。

2 社会教育施設等

(1) 岡山県立図書館

- ・岡山県立図書館については、臨時休館とするが、予約による書籍等についてはカウンターで貸出しを継続する。

(2) その他の施設等

- ・特別史跡旧閑谷学校、岡山県古代吉備文化財センター展示室については、人と人との接触を抑えるため、臨時休所とする。

※岡山県生涯学習センターは5月14日（金）から、遺跡&スポーツミュージアムは5月15日（土）から、岡山県渋川青年の家、岡山県青少年教育センター閑谷学校は5月17日（月）から臨時休所とし、いずれも期間は5月31日（月）までとする。

※岡山県立博物館は休館中。

新型コロナウイルス変異株緊急事態に対する協力要請

5月14日(金)～5月31日(月)

岡山市及び倉敷市全域における協力要請

飲食店等

食品衛生法に基づく店舗
テイクアウト、デリバリー除く
カラオケボックス含む

■営業時間短縮の要請

- ・短縮内容:午後8時まで
- ・酒類の提供は、終日行わない
(利用者による酒類持ち込み含む)

大規模集客施設

〔生活必需品を取り扱う売り場除く〕

■営業時間短縮の協力依頼

- ・短縮内容:午後8時まで
- ・酒類の提供は、終日行わない
(利用者による酒類持ち込み含む)

岡山県全域における協力要請

県民

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
- 黙食や個食、会話の際のマスク着用など感染予防を徹底
- 路上・公園等における飲酒の自粛
- バーベキューなど屋外における大人数による飲食の自粛
- 地域で集まって行う会食やカラオケなどの自粛
- 営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用の自粛
- 県外との不要不急の往来は極力控える
- 「新しい生活様式」の実践の徹底

イベント 主催者

- 県外又は県内全域から参加が見込まれるイベントの自粛
- イベント、催物の開催方法の変更・延期の検討
- マスクの着用、手指消毒、換気、大声禁止、会場での飲食制限の徹底
- 参加人数制限(人数上限:5,000人、収容率:大声無100%以内、有50%以内)

事業者

- 在宅勤務、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組
- 社員食堂において、座席数を減らす、休憩時間の幅を持たせる
- 寮などの共同生活の場での感染防止対策の徹底
- 会議、集会、説明会、研修、学会等の開催の自粛

飲食店等

- アクリル板等設置、座席の間隔確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスクの推奨、換気の徹底
- カラオケ設備の使用自粛

学校

- 学生・生徒・児童へ「県民への協力要請」の周知
- 部活動、課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛
- 寮における感染防止対策の徹底

施設の運営継続・閉鎖等に関する考え方

R3.5.10

利用 者 区 分	主 な 施 設	感 染 拡 大 の 状 況			
		岡山県を対象に緊急事態宣言が出された場合	岡山市に「まん延防止等重点措置」が出された場合	市内に感染者が出た場合	岡山県以外を対象に緊急事態宣言が出された場合
1. 市民だけ	コミュニティハウス、地域交流サロン等、リサイクルプラザ など	閉鎖	閉鎖	△	△
2. 主として市民	(屋外施設) 社会体育施設(屋外施設) など	閉鎖	閉鎖	△	△
	(屋内施設) 社会体育施設(屋内施設)、図書館、公民館、ゆめトピア など	閉鎖	閉鎖	△	△
3. 市外の人も多い	(屋外施設) 道の駅	一部閉鎖	一部閉鎖	△	△
	美しい森(屋外施設)、キャンプ場 など	閉鎖	閉鎖	△	△
	(屋内施設) 博物館、美術館、海遊文化館、寒風陶芸館、美しい森(屋内施設) など	閉鎖	閉鎖	△	△

凡例 ○=利用を認める。但し、できるだけ感染予防措置をとるよう指示する。

△=感染防止措置(規模・内容に対応したもの)を施す場合は、利用を認める。

注：市内感染拡大等状況に応じて、対策本部会議で協議し利用の是非を決定する。

×=使用を認めない。又は閉鎖する。

閉鎖=閉鎖する。

注 施設を閉鎖した場合は、再開については緊急事態宣言の期間が終了する際に検討する。